

戸籍・住民票等交付に係る 本人通知制度を開始します

本人通知制度とは、住民票の写し等(本籍地、筆頭者記載のもの)や、戸籍謄本等を本人の代理人または第三者に交付した場合に、その事実について事前に登録された方へ通知する制度です。

この制度を実施することにより、委任状偽造による不正請求の防止や、不正取得による個人の権利侵害の防止効果を期待できます。

◆制度の流れ

①事前登録

↓
通知を希望する人が事前に町民生活課へ登録の申請をします。

②代理人・第三者からの住民票の写しや戸籍謄抄本等の交付請求

↓
交付請求者に対し、審査のうえ交付します。

③通知登録者に対して交付した事実を通知

事前に登録した人に代理人や第三者へ交付した事実を通知します。

■登録できる方

南部町に本籍がある方、または南部町に住民登録のある方

■登録方法

登録を希望される方は本人確認書類(運転免許証・パスポート等)をお持ちの上、町民生活課(法勝寺庁舎または天萬庁舎)で登録の申請をお願いします。(登録は無料です)

■登録時期等

事前登録は8月1日から可能です。通知については9月1日以降に請求のあったものから通知します。

■その他

登録をされても第三者に交付しないわけではありません。

【問い合わせ先】

町民生活課

お客様サービス推進室(法勝寺庁舎内)

☎66-3114

お知らせ

ひとり親家庭就労支援 パソコン講座(中級)のご案内

ひとり親家庭の母及び寡婦を対象に、就労支援講習会が開催されます。

■期日／

9月4日～11月9日

午後7時～9時

毎週火・金曜日

■会場／日本海情報ビジネス

専門学校(米子市道笑町2

丁目227)

■費用／受講料 無料

テキスト代実費(2千円～

4千円程度)

■申込期限／8月17日(金)

■申込先／鳥取県連合母子会

■その他／参加申込書は、南

部町福祉事務所にあります。

【問い合わせ先】

南部町福祉事務所(すこやか内)

☎66-55222

(高等技能訓練促進費給付金) 母子家庭自立支援給付金を ご利用ください

母子家庭の母が就職の際に有利となる資格取得のために、2年以上養成機関で修業する場合「高等技能訓練促進費」と「入学支援修了一時金」が支給されます。



■対象者／南部町内に在住

する母子家庭の母であり、2年以上の養成機関で修業し、資格取得が見込まれる方

■給付額／

◇高等技能促進費

・市町村民税非課税世帯

10万円/月

・その他世帯 7万5千円/月

◇入学支援修了一時金

・市町村民税非課税世帯

5万円(修了後)

・その他世帯

2万5千円(修了後)

■対象資格／看護師・介護

福祉士・保育士・理学療

法士・作業療法士・理容

師・美容師等

■その他／申請される方は、

事前に福祉事務所に相談してください。

【問い合わせ先】

南部町福祉事務所(すこやか内)

☎66-55222